平成２８年（フ）第７４号
山形県米沢市成島町３丁目２番96号　県営成島アパート１号133号室
債務者　羽賀　友也
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第６２３号
名古屋市守山区中新４番21号　サンシティ小幡203
債務者　髙橋　　薫
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８３号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目34番19―105号　市営高丘団地Ｃ１
債務者　冨田　博之
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４３６号
静岡市駿河区敷地１丁目６番７号、旧住所静岡市駿河区登呂５丁目21番20―101号
債務者　松永　郁矢
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７９３号
東京都小金井市貫井南町４丁目14番８―106号サンハイツ貫井南
債務者　中嶋　　操
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７２５号
東京都東久留米市下里４丁目１番39―201
債務者　程嶋　トシ
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６１７号
神奈川県藤沢市藤が岡２丁目15番13―401号
債務者　岩澤　徳代
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７４４号
横浜市都筑区川和町84番地１　エスペランサ第３市ヶ尾301
債務者　漆原麻里子（旧姓天谷）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７４８号
横浜市青葉区新石川２丁目27番地６　パークサイドたまプラーザ102
債務者　伊東むつみ
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６１０号
横浜市青葉区千草台29番地31　Ａ
債務者　大根田笑子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６５０号
横浜市瀬谷区阿久和南１丁目５番地10　シティハイムアクワ　102
債務者　菊地　睦美
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７４９号
神奈川県大和市林間２丁目15番16号　ハピネスヨシダ201
債務者　大橋りつ子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７５３号
横浜市磯子区森２丁目15番10号　アミューズ磯子弐番館201号
債務者　岡本　晴康
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７５６号
横浜市保土ケ谷区星川１丁目18番46号　ザ・ブラフ116　203号
債務者　小田咲椰香（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７５７号
横浜市南区別所４丁目13番46号　サンバレー上大岡Ⅵ　101
債務者　浦井　理江
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部